

# いづみ会議所だより

発行所／和泉商工会議所  
〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1-10  
TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747  
ホームページ: <http://www.izumicci.jp>  
Eメール: info@izumicci.jp

## 日本商工会議所創立100周年記念式典が開催



【出典：日本商工会議所】

去る9月16日に日本商工会議所創立100周年記念式典が東京国際フォーラムにて開催された。当日は、天皇陛下が出席され、岸田首相らも参加された。全国の商工会議所から約1100人が参加し、弊所から橋本専務理事が会頭代理として出席した。

三村会頭は「自己変革に果敢に挑戦する中小企業を一丸となって支援し、地域経済・日本経済の成長・発展に貢献する」と活動方針を表明した。

天皇陛下はおことばの中で全国の商工会議所について「全国の経営指導員による中小企業の経営支援など中小企業の振興に大きく貢献する多様な事業活動を行われていることを喜ばしく思います」と述べられた。

式典の中で100周年を機とした特別表彰が行われ、日本商工会議所の創立に関わった62の商工会議所に対し、各地商工会議所との両輪による商工会議所活動の礎を築いた功績が表彰された。また、これまで中小企業の振興を通じ、地域経済の活性化に貢献している全国515商工会議所への感謝とさらなる飛躍の期待を込め感謝状が贈呈された。

その後、政策提言のほか、脱炭素を見据えたイノベーション創出、中小企業の事業・技術継承、海外進出を支える専門人材育成などの活動を柱にすることを盛り込まれた宣言が公表され、閉会した。

商工会議所は、明治11(1878)年に東京、大阪、神戸で創立されたのがはじまりで、その後、全国の主要都市に創立され、大正11(1922)年6月に、わが国全体の課題に対応するための連合会組織として「日本商工会議所」が誕生し、全国515商工会議所の123万社を会員として、中小企業の経営支援などを担っている。

※式典の模様は、後日、創立100周年記念特設サイト(<https://www.jcci.or.jp/anniversary/>)に動画を掲載する予定です。



## 令和4年度 第3回会員親睦委員会を開催



高橋副会頭 挨拶



梶川委員長 挨拶

去る10月22日(木)、第3回会員親睦委員会を開催。当日は高橋担当副会頭、梶川委員長はじめ計9名の方々にご出席頂き、10月開催の会員親睦ゴルフ大会及び年明け1月開催予定の伊勢神宮初詣の概要等についてご検討頂いた。



親睦事業について審議

### 女性会だより

#### ようこそ！世界文化遺産 白鷺城とともににはばたく ～夢あるまち・姫路へ～ 関西女連総会姫路大会に参加



9月14日(水)、第33回関西商工会議所女性会連合会総会姫路大会がホテルモントレ姫路にて開催された。

今回の総会は中規模開催のため定員制限があり、関西各地55商工会議所女性会より約227名の方々が参加され、本女性会から奥野会長、河野副会長の2名が参加。



総会では廣瀬関西女連会長の開会挨拶にはじまり、続いて来賓紹介・来賓祝辞の後、府県単位で各地女性会を紹介。各議事案では満場一致で異議なく承認され、最後に次回開催地の新

宮商工会議所女性会が力強く開催アピールを行い、会場いっぱいの拍子に包まれた。

総会・講演会に続いて行われた懇親会では、祝舞や箏・ヴァイオリン演奏のアトラクションが披露され、各地女性会との親睦・友好を深め合い盛会の内に閉会した。

#### 厚生年金保険・健康保険の被保険者資格の勤務期間要件の取扱いが変更になります。

(法律改正 令和4年10月施行)

##### (1)雇用期間が2か月以内の場合における取扱いが変更になります

現在は、2か月以内の期間を定めて雇用される方は社会保険の適用除外とされていますが、**令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2か月以内であっても、以下のいずれかに該当する方は雇用期間の当初から社会保険の加入となります。**

##### 【雇用期間が2か月以内であっても適用される場合】

- ア 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- イ 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

##### アの場合の例



##### (2)短時間労働者の勤務期間要件が一般の被保険者と同様になります

令和4年10月に、短時間労働者の適用要件の1つである「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。これにより**短時間労働者の勤務期間要件は一般的の被保険者と同様**になり、上記(1)と同様に、**雇用期間の見込みが2か月超の場合などは適用対象**となります。

##### 【短時間労働者の適用要件】

- ① 週労働時間20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
- ③ **勤務期間1年以上見込み**
- ④ 学生は適用除外

**令和4年10月に撤廃**

**一般的の被保険者と同様の勤務期間要件となり、上記(1)ア、イのケースなどは適用対象**

販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

## 「小規模事業者持続化補助金」 が使いやすくなりました

### 地域を支える小規模事業者の皆様へ

小規模事業者※1等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

**補助額：上限50～200万円**

**補助率：2／3※2**

**補助対象：チラシ作成、広告掲載、店舗改装など**

類型	通常枠	特 別 枠							
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		インボイス 枠			
		資金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠				
補助率	2／3	2／3 ※2 (赤字事業 者は3／4)	2／3						
補助 上限	50万円	200万円		100万円					
追加申 請要件	—	裏面をご確認ください							

※1 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

令和元年度補正予算・令和3年度補正予算で中小機構に措置



### 活用例

#### 事例①

古民家に厨房を増設し、カフェとして営業を開始。地元商店街の飲食店とのコラボメニュー開発や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。売上は1.5倍ほどとなり、地域のコミュニケーションの場となっている。

#### 事例②

飲食事業を行う蕎麦屋が、高性能フライヤーを導入し、地元特産のかき揚げをセットメニューに追加。また、地元メディアに広告を出稿した結果、コロナ禍の中でも新規顧客の増加、顧客単価アップに繋がった。

### 特別枠

#### 令和3年度補正予算に伴う特別枠の拡充

※詳細は事務局HPに掲載の公募要領をご覧ください。

##### ■資金引上げ枠

事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上（既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上）とした事業者また、本枠を申請する事業者のうち業績が赤字の事業者は、補助率を3／4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。

##### ■卒業枠

常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者

##### ■後継者支援枠

将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアツギ甲子園のファイリストになった事業者

##### ■創業枠

産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年間に受け、かつ、過去3か年内に開業した事業者

##### ■インボイス枠

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者

※LPGガス等の価格高騰等の影響を受ける産業の事業者は、加点による優先採択を実施します。

### 今後のスケジュール

応募開始：2022年3月29日（火）

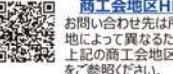
※第10回受付締切以降のスケジュールについては、今後改めてご案内します。

応募方法：jGrantsによる電子申請／郵送による申請 ※jGrantsによる電子申請は現在準備中です

※電子申請に必要なGビズIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。

※郵送先及び電子申請の申請先は、公募要領をご確認ください。

事務局HP：



お問い合わせ先は所在  
地によって異なるため、  
上記の商工会地区HP  
をご参照ください。



03-6632-1502



### IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい  
インボイス制度への対応も進めたい

複数社で連携し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めたい  
セキュリティ対策を進めたい

IT導入補助金が生産性向上を後押しします！

### ✓ IT導入補助金

（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

新たにスタートする「デジタル化基盤導入類型」では、  
インボイス制度（2023年10月開始）への対応も見据え  
企業間取引のデジタル化を強力に推進します  
また、新たに「セキュリティ対策推進枠」を新設します

### NEW

#### デジタル化 基盤導入枠

#### デジタル化基盤導入類型・複数社連携IT導入類型の創設

- ✓ 「デジタル化基盤導入類型」は、インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ✓ 「複数社連携IT導入類型」は、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して地域DXの実現や生産性向上を図る取組に対して、ITツール・ハードウェア導入費用に加え、効果的に連携するためのコーディネート費・専門家謝金も支援します。

### NEW

#### セキュリティ 対策推進枠

#### セキュリティ対策推進枠の創設

- ✓ 「セキュリティ対策推進枠」は、独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

### 補助金 活用事例

#### 事例①（建設・土木業）

タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であった。  
「勤怠・労務管理ツール」の導入で出先からの打刻が可能となり、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！

#### 事例②（食料品卸売業）

インバウンド向け飲食店をメインターゲットとしていたが、コロナ禍で売上が激減。「ECサイト」を構築し、一般消費者向けに機能性食品の販売を開始。ゼロからのスタートで月商400万円を達成！

### <IT導入補助金2022の今後のスケジュール>

公募開始：令和4年3月31日（木）

応募締切：それぞれの枠で異なります。

詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

※応募締切については、申請状況を踏まえて設定予定です。

（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

※セキュリティ対策推進枠は、令和4年8月9日（火）から申請受付開始となります。

サービス等生産性向上  
IT導入支援事業  
事務局ポータルサイト



令和元年度補正予算及び令和3年度補正予算で中小機構に措置



# 中小企業活性化パッケージNEXT

2022年9月8日  
経済産業省、金融庁、財務省

## ～経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充と収益力改善・事業再生・再チャレンジの更なる加速～

- 増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策等を展開するため、本年3月、「中小企業活性化パッケージ（資金繰り支援、収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援）」を公表。
- その後、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策（本年4月26日）」により、日本公庫等の実質無利子・無担保融資等の期限を本年9月まで延長。
- 事業再構築などの前向きな取組に対する資金需要に応えるとともに、コロナ貸付の申請件数等を踏まえ、ポストコロナへの段階的移行を図りつつ（伴走支援型特別保証の上限引上げ、スーパー低利・無担保融資の継続・貸付上限の引上げ、無利子・危機対応融資の終了等）、コロナ融資の返済負担軽減策の検討などコロナ資金繰り支援の継続・拡充を図る。
- また、物価高騰対策として、価格転嫁の促進と併せて、セーフティネット貸付の金利引下げ措置の期限を延長する。
- 更に、中小企業活性化協議会等による収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を更に加速させるための措置を講じる。

## I. 経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充

### ポストコロナに向けた段階的移行

#### ①伴走支援型特別保証の拡充

→ 金融機関による伴走支援を条件に、保証料を引き下げる（0.85%→0.2%等）  
特別保証（100%保証等、年度末まで）について、前向き投資を促すために保証限度額を引き上げ【6,000万円→1億円】

※前向き投資には事業再構築補助金や生産性革命推進事業等が活用可能(参考参照)

#### ②日本公庫等のスーパー低利・無担保融資の継続【来年3月末まで】

##### 拡充+無利子・危機対応融資（商工中金・政投銀）の終了（9月末申込分まで）

→ 低利融資の対象となる貸付限度額を引き上げ【3億円→4億円（中小事業）】

→ スーパー低利・無担保融資（コロナ特貸）の期限を延長【9月末→年度末まで】

※貸付期間5年 中小事業：0.16%、国民事業：0.31%

### コロナ資金繰り支援等の継続・拡充

#### ①セーフティネット保証4号（別枠（上限2.8億円）、100%保証）の期限延長【9月末→12月末まで】

#### ②セーフティネット貸付（物価高騰対策）の金利引下げ（▲0.4%）期限延長【9月末→12月末まで】

※貸付期間5年 中小事業：0.66%、国民事業：1.41%

#### ③借換保証など、中小企業の返済負担軽減策の検討

#### ④事業者の資金繰り支援等のための金融機関等への要請

## II. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

### 収益力改善フェーズ

#### ①認定支援機関による伴走支援の強化

#### ②中小企業活性化協議会による収益力改善支援の強化

### 事業再生フェーズ

#### ①中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充

#### ②事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設

#### ③中小企業の事業再生等のガイドラインの策定 (経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和)

### 再チャレンジフェーズ

#### ①経営者の個人破産回避のルール明確化

#### ②再チャレンジに向けた支援の強化

### 収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

- 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。
- 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

### 更に加速するための追加措置

#### ○収益力改善支援実務指針の策定

→ 支援機関向けに、収益力改善支援の実務指針を策定。経営改善計画策定支援事業と連携し、実効性を確保。

#### ①再生ファンドの組成を促す優先分配スキームの創設

→ 中小機構が出資する再生ファンドについて、民間出資者に優先分配する仕組みの創設。

#### ②再生系サービスを活用した支援スキームの創設

→ 中小企業活性化協議会との連携による、再生系サービスを活用した支援スキームの創設。

#### ③金融機関との連携によるREVIC等のファンドの活用促進

#### ○経営者の個人破産回避に向けた取組の促進

→ 再チャレンジのネックとなる個人保証について、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年内にとりまとめ。

→ 融資先の廃業時等に「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理を行った割合を把握するなど、金融機関に対して、よりきめ細かいフォローアップを行う。

### 中小企業活性化協議会の機能強化

- 飲食業・宿泊業支援専門窓口の設置
- 信用保証協会・中小企業活性化協議会・地方経済産業局の間で連携協定を締結。民間無利子融資先を中心に、収益力改善等を連携して支援。
- 中小企業活性化協議会（416人体制で稼働中）について、サテライトでの相談対応（17協議会）を行うことで体制を強化。
- 地域金融機関職員を再生支援のノウハウ習得のため中小企業活性化協議会に派遣するトレーニー制度の拡充。

## (参考) 中小企業の前向きな投資を後押しする支援策

- ポストコロナに向けた中小企業の前向きな投資を後押しするため、「事業再構築補助金」及び「生産性革命推進事業」等の政策措置を導入。
- 最低賃金・賃上げや原材料高などの外的環境の変化に即応して政策メニューを機動的に追加するとともに、グリーン成長・デジタル化などの成長への投資に対しても力強く支援。

### 事業再構築補助金

予算総額  
**1兆8,608億円**

令和2年度補正：1兆1,485億円  
令和3年度補正：6,123億円  
令和4年度予備費：1,000億円

- 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の中小企業による意欲的な投資を支援。**

- 第5回公募まで、累計**44,890件**を採択。製造業、宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業で全体の5~6割を占める。

類型	通常枠	回復・再生応援枠	最低賃金枠	大規模賃金引上枠	緊急対策枠	グリーン成長枠
補助上限	8,000万円	1,500万円	1,500万円	1億円	4,000万円	中小1億円 中堅1.5億円
補助率(原則)	2/3	3/4	3/4	2/3	3/4	1/2

↑ 最低賃金・  
賃上げ ↑ ウクライナ情勢  
原油価格・物価高騰 ↑ グリーン化

### 生産性革命推進事業

予算総額  
**9,601億円**

令和元年度補正：3,600億円  
令和2年度補正：4,000億円  
令和3年度補正：2,001億円

- 生産性向上のための設備投資等を支援。**

#### 【ものづくり補助金】

類型	通常枠	回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠
補助上限	1,250万円	1,250万円	1,250万円	2,000万円
補助率(原則)	1/2	2/3	2/3	2/3

#### ↑ デジタル化・グリーン化

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠、創業枠、後継者支援枠	インボイス枠
補助上限	50万円	200万円	200万円	100万円
補助率(原則)	2/3	2/3	2/3	2/3

#### ↑ 最低賃金・賃上げ

類型	通常枠	デジタル化基盤導入枠	セキュリティ対策推進枠
補助上限	A類型:150万円 B類型:450万円	会計・ECソフト:50万円 PC・タブレット:10万円 レジ・発売機:20万円	100万円
補助率(原則)	2/3	3/4以内	1/2以内

#### ↑ デジタル化

### 消費税 令和5年10月 インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、**インボイス発行事業者の登録申請**が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、**インボイス発行事業者の登録**を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、**お早めのご準備**をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

### 「インボイス」とは

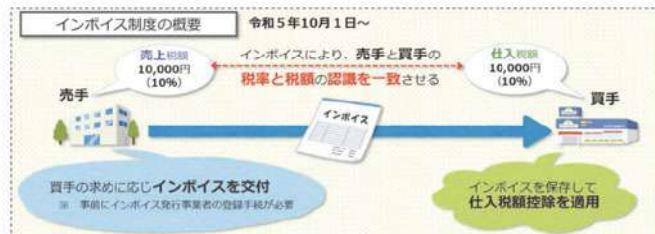
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



### インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。



### 制度について的一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。



軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

**賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ**

**支援制度1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！**  
～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。  
専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。  
「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。  
就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。  
地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**  
大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116  
受付:平日9:00~17:00(水曜のみ18:00まで) Email:hatarakikata@sr-osaka.jp  
HP:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>

**支援制度2 賃金引上げを応援する制度**

**業務改善助成金 ※中小企業向け**  
生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。  
詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440  
もしくは **大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**  
大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 TEL:06-7223-8943

**キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能**  
すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併用調整になる場合があります。）  
詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**  
大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900

**その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け**

(1) **中小企業等事業再構築促進事業**  
経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定数以上の事業者には補助率・採択率を優遇  
詳しくは **事業再構築補助金事務局コールセンター**: 0570-012-088

(2) **中小企業向け賃上げ促進税制**  
青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度  
詳しくは、**中小企業税制サポートセンター**: 03-6281-9821

(3) **企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）**  
事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資  
詳しくは、**日本政策金融公庫**: 0120-154-505

「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」もご覧ください。  
<https://www.osaka-labor.go.jp/seminar/seminar01.pdf>

# 大阪府最低賃金

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年10月1日から

# 1,023円

使用者も、労働者も、必ず確認。



ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

最低賃金制度のマスクット チェックマン

## 最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 ≥ 最低賃金額
② 日給制の場合	日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
③ 月給制の場合	月給 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 ≥ 最低賃金
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 ≥ 最低賃金

## 最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

① 精勤手当・通勤手当・家族手当

大阪府最低賃金について  
詳しくは大阪労働局ホームページをご覧ください。  
<https://www.osaka-labor.go.jp/seminar/seminar01.pdf>

② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

QRコード

# 新会員のご紹介コーナー

(順不同)

## フィオーレ

代表者 酒井 啓之

堺市東区日置荘北町  
魚販売・居酒屋

## ガレージ 友マイム

代表者 芝本 雅弘

和泉市福瀬町  
自動車整備業

## 酒と肴 喜酔屋

代表者 土居 純子

和泉市浦田町  
居酒屋

## エス・ワイ・システム

代表者 八重橋 修一

和泉市鍛冶屋町  
OA機器販売

## HANAMI.RJ

代表者 月城 美代子

和泉市幸  
お好み焼き

## 株式会社 N.マリン

代表取締役 千原 喜豊

和泉市府中町  
内航海運業

## 花海

代表者 月城 成雨

和泉市府中町  
カラオケバー

## ホテルルートイン大阪和泉府中

責任者 宮内 晶平

和泉市府中町  
ホテル業安心  
安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、  
不安がある自分で積み増しするには、  
どんなものがあるの？

### 制度の特長

1

#### 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

#### 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

#### 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

#### ■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### ■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

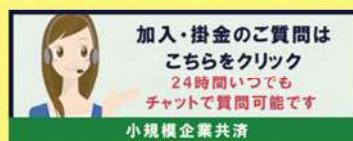
※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧下さい

共済相談室 TEL. 050-5541-7171  
【受付時間】 平日 9:00~17:00

AIRPORT

経営者のための  
退職金制度です!

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問を  
チャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又はホームページ  
からご確認ください。

小規模共済

検索

## お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

**【ご融資額】** お子さま1人あたり 350万円以内

**【金 利】年1.80% 固定金利** ※「母子家庭」「父子家庭」「交通遺児家庭」「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.40%(令和4年9月1日現在)

**【ご返済期間】** 18年以内

**【お使いみち】** 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

**【ご返済方法】** 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

**【保 証】**(公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」で検索)または教育ローンセンター

(0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656)

までお問い合わせください。



「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための  
国の退職金制度です。

### ① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

### ② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

### ③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも  
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等  
との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

和泉商工会議所

会員向け



LINE 公式アカウント

QRコードからアクセスして  
最新情報チェック!

登録は、 こちらから

会議所とつながろう  
(グループLINEではございません)



和泉商工会議所



Facebook 公式ページ

QRコードからアクセスして  
イベント情報チェック!

いいね!  
 よろしく!

登録は、 こちらから



## ご利用下さい! マル経融資

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)とは、  
商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていくこう  
する方が商工会議所の推薦により無担保・無保証人でご利用  
できる日本政策金融公庫の融資制度です。

資金の使途	利 率	返 済 期 間
運転資金	1.13%	7年以内(1年以内据置可)
設備資金	貸付時の金利で固定 R 4年10月1日現在	10年以内(2年以内据置可)

審査の結果により、ご利用頂けない場合があります。  
- お問い合わせ先 - 中小企業相談所 TEL 53-0320

KIYO  
FINANCIAL GROUP

将来の  
心配は、  
ほっとけん。

紀陽に  
相談ね♪



紀陽の保険 ほっとけん  
医療保険・がん・終身・個人年金・定期・  
収入保障保険もお取り扱い中。



銀行をこえる銀行へ  
和泉寺田支店 0725-45-1771 和泉市寺田町1-5-33(寺田バス停前)  
和泉中央支店 0725-57-3371 和泉市いふき野5-1-11(エコールいづみ GMS棟1階)



本店 〒599-8271 堺市中区深井北町3401番地  
TEL:072-277-2300

貝塚店 〒597-0082 貝塚市石才285-1  
TEL:072-438-2300

なんば店 〒556-0023 大阪市浪速区稻荷1丁目12番14号  
TEL:06-6568-2081

BMW 正規ディーラー

Elbe BMW

エルベオート株式会社  
<https://elbe.bmw.jp>

